

## 世田谷区が目指す児童相談行政の姿

### 【別紙 1】

児童相談所の移管を受け、一元的で、かつ世田谷区の特徴である地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政を実現します。

虐待の連鎖を断ち切る

予防型の児童虐待対策の推進

### 【別紙 2】

児童相談所と子ども家庭支援センター

による一元的な児童虐待への対応

### 【別紙 3】

子どもの安全と安心の確実な確保と

社会的養護の受け皿の拡充

### 【別紙 4】

障害を持った児童と保護者への利用しやすい一体的な支援の提供

# 世田谷区が目指す児童相談行政の姿【骨子】

児童相談所の移管を受け、一元的で、かつ世田谷区の特長である地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政を実現します。

虐待の連鎖を断ち切る  
予防型の児童虐待対策の推進  
【別紙2】

児童相談所と子ども家庭支援センター  
による一元的な児童虐待への対応  
【別紙3】

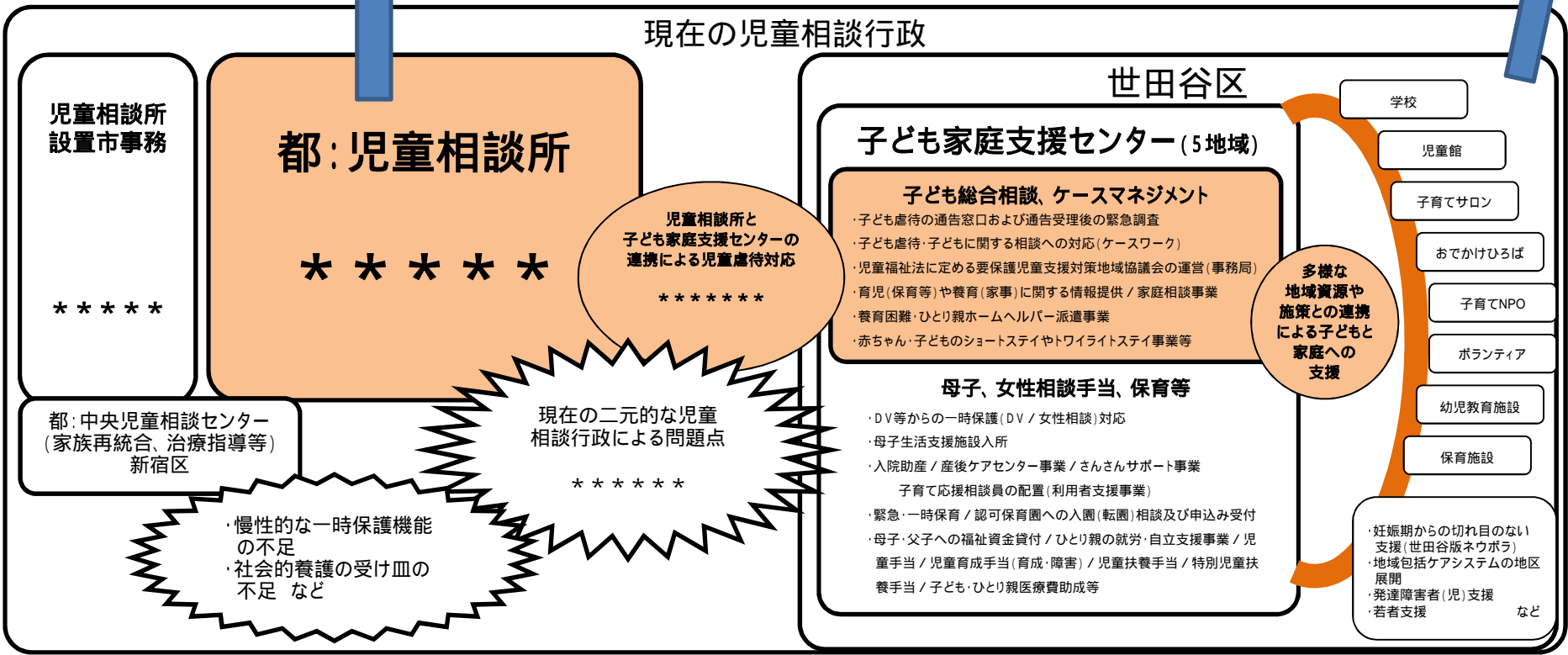
子どもの安全と安心の確実な確保と  
社会的養護の受け皿の拡充  
【別紙4】

障害を持った児童と保護者への利用  
しやすい一体的な支援の提供

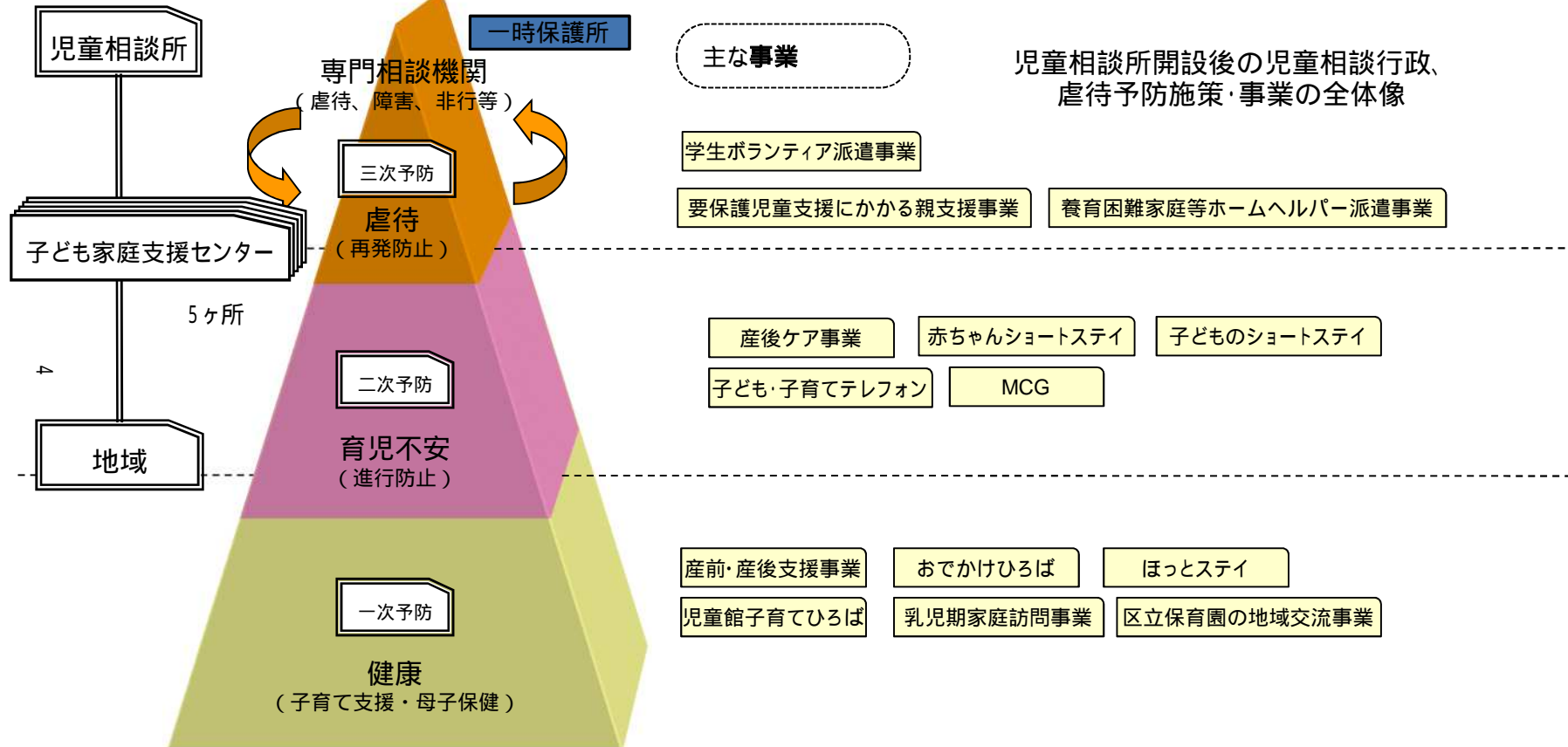
子ども・子育て・若者  
支援に関する資源が  
多く、顔の見える関係  
にある地域の支援を  
最大限活用

## 区への児童相談所移管

### 現在の児童相談行政



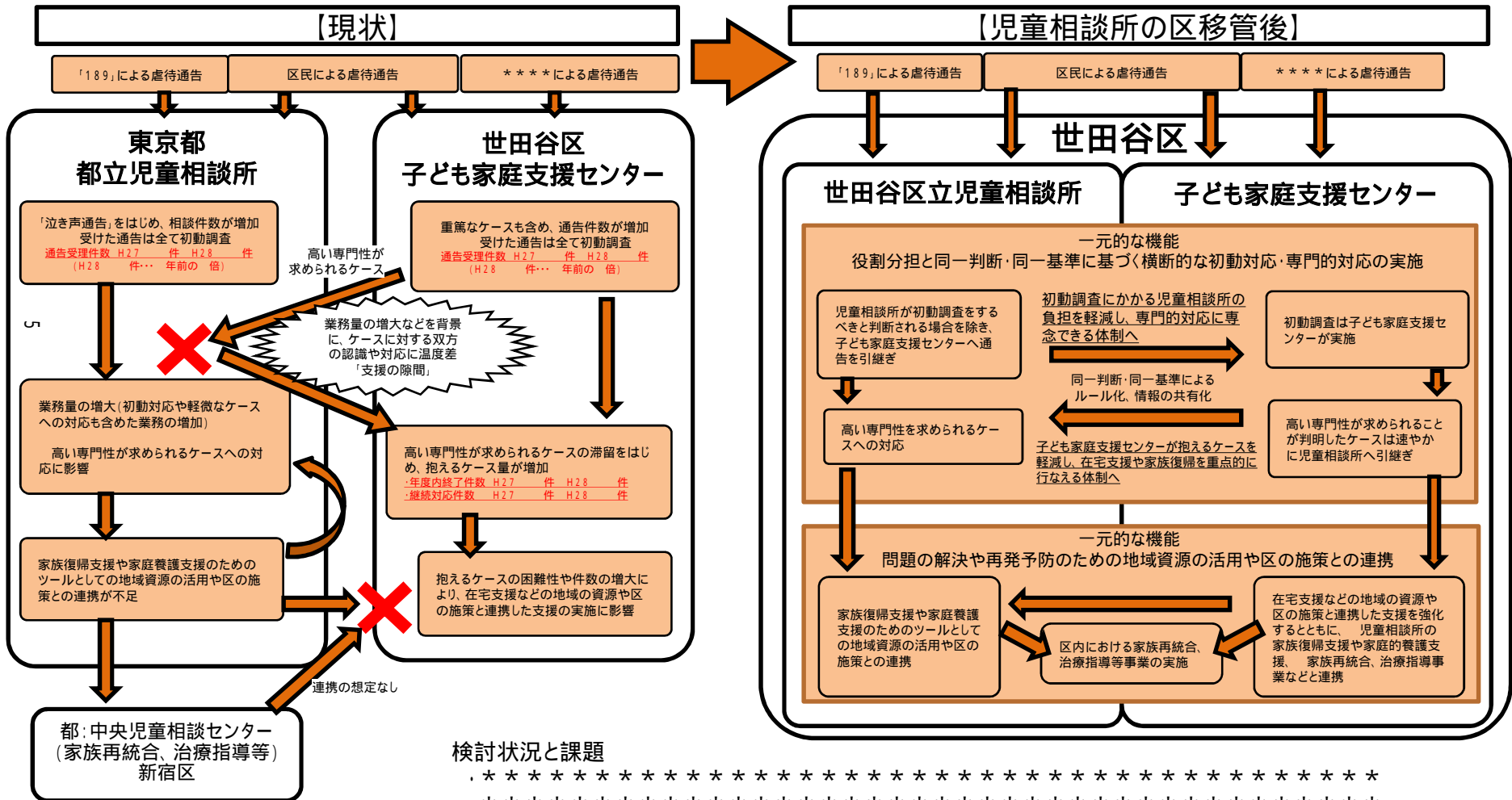
## 骨子 虐待の連鎖を断ち切る予防型の児童虐待対策への転換



地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となった切れ目のない児童相談体制のもと、各種子ども・子育て支援施策の展開により、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまちを目指す。

# 骨子 児童相談所と子ども家庭支援センターによる一元的な児童虐待への対応

年々増加し、複雑化が進む児童虐待相談に対し、  
 ・強力な法的権限を持つ児童相談所と、区内5地域に展開し、地域に根ざした子育て支援を担う子ども家庭支援センターの特性をそれぞれ活かしつつ、  
 ・一元的な機能として、横断的に初動対応から専門対応、家庭復帰支援や家庭的養護支援に取り組む体制を構築します。  
 こうした体制のもと、「対処療法」から「予防型」への児童相談行政の転換など、子どもの最善の利益を目指した施策を展開していきます。



検討状況と課題

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

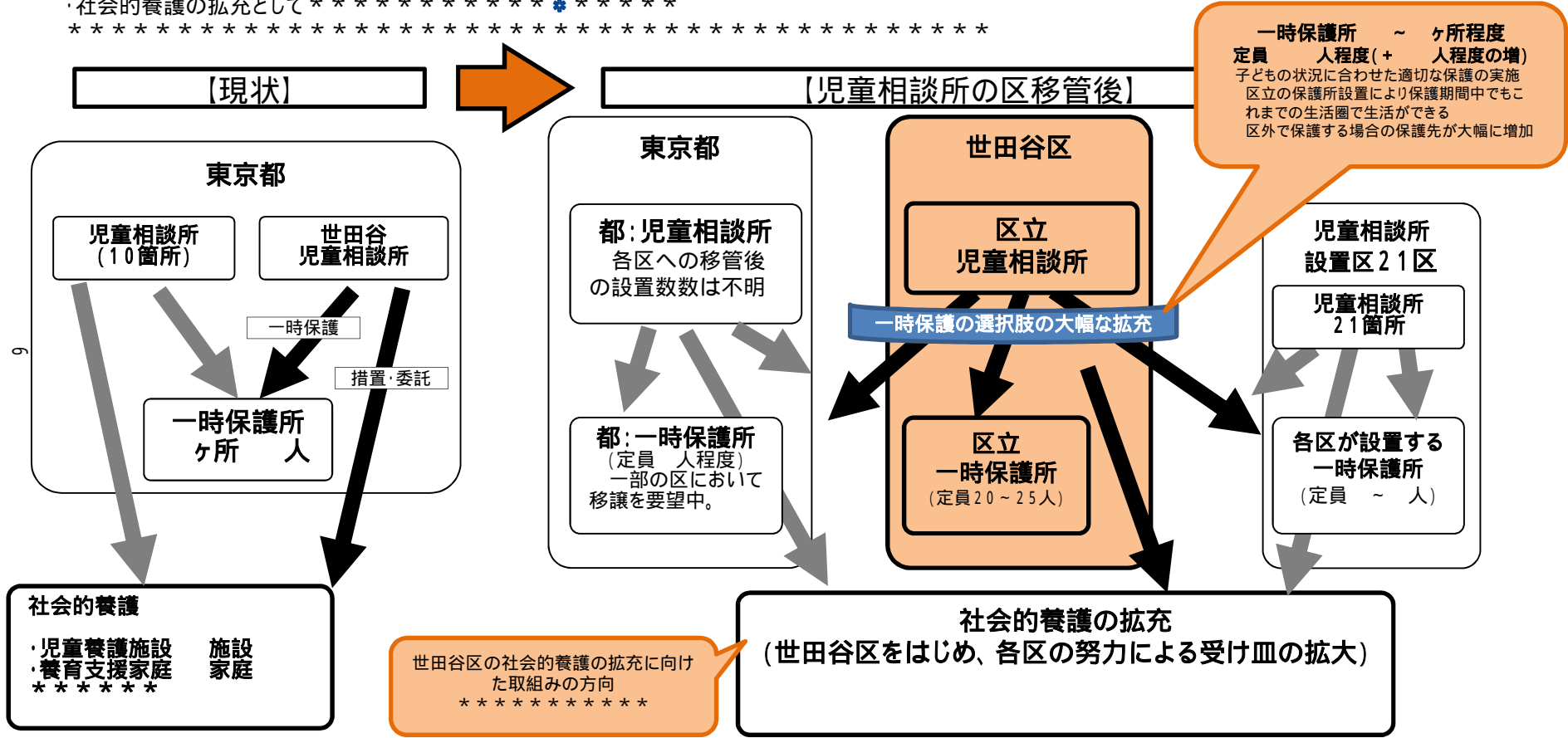
\*\*\*\*\*

# 骨子 子どもの安全と安心の確実な確保と社会的養護の受け皿の拡充

特別区の各区とともに、児童相談所の移管を進めるとともに、一時保護所の整備や社氣的養護の受け皿の拡充を目指します。

- ・現在不足している保護機能を拡充し、保護が必要な際に確実に保護できる定員数を確保するとともに、保護する場所の選択肢を増やすことで、子どもの安全を一層高めていきます。また、保護された子どもが安心して過ごせる環境づくりや、職員による十分な支援体制を構築します。
- ・社会的養護の拡充として\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*



## 【現在の検討状況と課題】

・世田谷区において、平成32年4月の児童相談所開設時における一時保護機能を確保するためには、年内における一時保護所の整備地の確定が必要となります。現在、区有地や区有施設を活用し、年内において整備地を決定する方向で調整を進めています。

\*\*\*\*\*

注: 図中の数字は、\*\*\*\*\*に基づく試算であるため、各区の検討状況により変更する場合があります。

## 第1 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会 所掌事項

### 1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について

月 日  
部会検討結果反映（案）

#### (1) 現状

認識の温度差

- ・現在は東京ルールに基づき児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を決めているが、双方の役割についての認識が一致せず、連絡調整がスムーズに行われていない。
- ・その背景には、児童相談所と子ども家庭支援センター双方の業務負担の増加があり、こうした業務量の増加に対応するためには、児童相談所としては、その対応しているケースの一部を担えるよう子ども家庭支援センターの調査力や対応力の向上を期待する一方、子ども家庭支援センターとしては、児童相談所に対して高い専門性を発揮してスムーズにケースを引継ぐことを期待している状況にある。
- ・こうした双方の「期待」の食い違いの結果が、ケースを巡ってどちらが担当するかの連絡調整を困難にしている要因となっているが、お互いに対して期待する機能の向上や役割分担の徹底は、これまでの東京都と区の二元体制の下では実現が困難な状況にある。

児童相談所・子ども家庭支援センターの業務量増加による悪循環

- ・子ども家庭支援センターが抱えるケース数は平成28年度末において1,260ケースあり、これをケースワーカー16人（正規職員数）で割りかえすと、ケースワーカーひとりあたりが担当するケースは平均79ケースとなっており、本来支援が必要なケースに対しても「見守り」という形にとどまってしまい、きめ細やかな支援を有効に行なうことが困難な状況にある。
- ・子ども家庭支援センターのケースワーカーが抱えるケース数がさらに増加し、きめ細かな対応が困難になることにより、一時保護が必要なケースを子ども家庭支援センターが潜在的に抱える危険性が高まることなどが危惧される。
- ・また、長期ネグレクトなど、専門的な対応によらなければ早期の解決が困難なケースについて、児童相談所と連携し、速やかに対応しなければ、子ども家庭支援センターが抱えるケース数の増加に歯止めがかからない状況が続くと考えられる。

#### (2) 検討にあたっての課題

国の社会保障審議会児童部会による「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）」によれば、強制介入や専門的な支援は児童相談所が行い、支援業務は子ども家庭支援センターが行うことが示されているが、世田谷区においては、その地域性やこれまで培ってきた子ども・子育て支援施策の展開を踏まえて、その整理を行なう必要がある。

役割分担の方向性を固めたうえで、児童相談所から子ども家庭支援センターに移行したほうがよい支援事業等はあるようなものがあり、一方では、子ども家庭支援センターから児童相談所に移行したほうがよい事業等としてなにがあるかを具体的に整理する必要がある。

現状において、児童相談所が泣き声通報の対応等に追われる中、子ども家庭支援センターからのケースの引継ぎを速やかに受けて、専門的なケースワークに集中できる環境にないことが、子ども家庭支援センターの抱えるケースの増加など、悪循環をたどる大きな要因であると考えられる。こうした視点に立ち、望まれる役割分担が実現できる体制作りを同時に考える必要がある。

事業を整理するにあたっては、全般的な子ども・子育て相談に対する相談窓口のほか、非行相談などこれまで区の窓口では多く扱ってこなかった相談や、障害相談など、区民にとって分かりやすく、相談しやすい窓口となるよう、その視点をもって検討する必要がある。

### (3) 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

平成17年の児童福祉法改正に伴い、児童虐待の通告窓口を子ども家庭支援センターで受け付けている。また、要保護児童支援地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担い、児童虐待に対応する力を着実につけてきている。今後も地域の中核機関として、虐待予防と対応へのさらなる対応力の向上が求められるため、児童相談所を開設後も、5支所にある子ども家庭支援センターは存続する必要がある。

ただし、児童相談所の区移管に伴い、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を見直すことは必須である。

児童相談所と子ども家庭支援センターのそれぞれの区民の認知度や、地域における役割を鑑みると、子ども家庭支援センターは一般の子ども家庭相談から子ども虐待事例の在宅支援までを担うことを基本とし、そのうえで、強制介入や専門的対応が必要と子ども家庭支援センターが判断したケースは、児童相談所に引き継ぐべきである。

児童相談所は強制介入が必要なケース、在宅における専門的対応が必要なケース、一時保護、一時保護から家庭復帰への支援計画の策定、児童養護施設等（代替養育）の入所調整、入所後の施設等との連絡調整、入所児童への継続フォロー、入所時からの施設等退所後の家庭復帰への支援計画の策など、その専門性を必要とされるケースを担うことが適切である。

ただし、一時保護からや施設等退所後の家庭復帰への支援計画策定は、実際に地域と密着に関わっている子ども家庭支援センターと一緒に策定するなど、単純な役割の分化に留まらず、双方の役割を最大限発揮できるような連携についても、同時に強化する必要がある。その際は、児童養護施設等との連携も不可欠である。

具体的には、次のように役割分担を整理することが適当であると考えられる。

#### ア、子ども家庭支援センターから児童相談所に引き継ぐケース

- ・一時保護が必要と思われるケース
- ・長期ネグレクトなど一時保護を視野に入れて対応しなければならないケース

#### イ、児童相談所から子ども家庭支援センターに引き継ぐケース

- ・泣き声通報
- ・虐待の内容が軽微であり在宅支援によって支えていくことが妥当なケース
- ・調査中に主訴が解消して終了するケースのうち、主訴以外にも心配な点があり在宅支援が必要なケース

#### ウ、全般的役割分担

- ・警察からの身柄通告・書類通告は児童相談所が対応する
- ・里親・養子縁組に関することで、里親の相談を受け家庭訪問をするなど支援に属することは、

共通の役割としていく（指導や措置に関することは児童相談所の役割）

なお、「引き継ぐ」とは完全にケースを引き渡して、一方はケースを手放すということではなく、問題の解決まで共同で関わることを前提とし、どちらが責任を持つか（主担当か）を移行することと定義するべきであり、児童相談所と子ども家庭支援センターの組織体制も踏まえたうえで、具体のルール作りを行う必要がある。

### 付帯意見

なお、検討委員会における議論の過程において、次のような意見が出された。検討委員会は、これらの意見を付帯意見として提言に付し、区に対しては、提言を踏まえた施策の立案にあたり、これらの意見も考慮するよう求めるものである。

- ・子ども家庭支援センターにも児童相談所の機能を持たせることも検討するべきである（一時保護の機能・判断を子ども家庭支援センターが持つ事も検討するべきである）。
- ・子ども家庭支援センターの専門性を上げるため、児童相談所だけでなく、子ども家庭支援センター業務のためのスーパーバイザーも配置するべきである。
- ・子ども家庭支援センターは「特定妊婦」を扱う機会が多いなど、児童相談所の職員のスキルとは異なる専門性が求められることも考慮する必要がある。法定の児童福祉司のスーパーバイザー研修などとは異なる職員研修が必要である。

9月以降引き続き  
部会において検討継続

## 2 子ども家庭支援センターの位置づけについて(児童相談所と子ども家庭支援センターの組織と人員)

### (1) 組織について

#### 現状

子ども家庭支援センターは、組織として設けられたものではなく、「事業」であり、生活支援課と健康づくり課がそれぞれにかかわって運用されている。

「事業」ではあるものの、副支所長がセンター長に位置づけられている（支所処務規定にはセンター長はない）。

#### 検討にあたっての課題

ア、児童相談所と子ども家庭支援センターの新たな役割分担の下における、子ども家庭支援センターの組織を考えるうえでは、次のことについて明らかにする必要がある。

- ・子ども家庭支援センターの定義、子ども家庭支援センター業務の範囲の定義づけ
- ・健康づくり課との連携、子ども家庭支援センター事業の位置づけ

イ、児童相談所と子ども家庭支援センターのみならず、児童相談行政を再構築するにあたっては、次のことについて検討する必要がある。

- ・ネウボラチームとの連携
- ・子ども家庭支援センターと児童館をはじめとした地域支援機関との連携

ウ、新たな組織として児童相談所を設置するにあたっては、次のことを検討する必要がある。

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターの指揮命令系統の同一化の可否



- ・児童相談所を部と位置づけるか
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターを調整する本所機能

### 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

調整中

その他の項目の「基本的考え方」を実現するための組織や人員のあり方について、引き続き検討する。

## （２）人員について

### 現状

世田谷児童相談所と、子ども家庭支援センターの職員体制派は、それぞれ次のとおりとなっている。

- ・世田谷児童相談所

児童福祉司 19人 児童心理司 8人（計 27人 正規職員のみ・狛江分込み）

- ・子ども家庭支援センター

世田谷 6人、北沢 3人、玉川 4人、砧 4人、烏山 4人

（計 21人、Aチーム正規職員のみ（係長含む））

区立の児童相談所開設時には、児童福祉司 23人、児童心理司 12人の確保を目指している。

### 検討にあたっての課題

新たな体制の下において想定されるケース数、業務量等からみた適正な子ども家庭支援センターのケースワーカーの人員数の算定が必要である。

（再掲：28年度末 1260 ケース ÷ 正規 CW16人 一人の CW 平均 79 ケース）

### 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

調整中

その他の項目の「基本的考え方」を実現するための組織や人員のあり方について、引き続き検討する。

9月以降引き続き  
部会において検討継続

## 3 通告・相談窓口について（受付・流れ・基準）

### （１）現状

現在、児童相談所と5ヶ所の子ども家庭支援センターがそれぞれ虐待通告・相談先となっている。子ども家庭支援センターを通告・相談の一義的窓口として関係機関や区民に周知しているが、「189」への通告は、児童相談所へ引継がれることとなる。このような運用の下、実態は次のとおりとなっている。

- ・子ども家庭支援センターへの相談は虐待通告だけではなく、多くが子育て相談や子育てサービスとなっている。
- ・電話をかけてくる人が「通告」か「相談」かの判断はできない。電話を受けた職員（組織）において、いずれであるかを判断している。

- ・「通告」であっても、実際は問題がない場合もあり、一方では、「相談」でも重篤なケースの場合は、常にありうる。
- ・通告・相談を受けた職員（組織）が現場を確認してリスク判断をしている。
- ・現在は通告を受けた児童相談所または子ども家庭支援センターのいずれかが対応しているため、内容の軽重はあるものの、たらい回しにはなっていない。

## （２）検討にあたっての課題

まずは、現在の通告受理・相談窓口において、どのような問題が生じているかを把握する必要がある。

通告に対し、現在は「全件確認」を行なっているが、通告を受けた段階で、現地を確認しなくてもその内容を判断できるよう、「トリアージ」の仕組みを導入することも検討する必要がある（電話聞き取りのみで「すぐに対応が必要」「緊急性はないが支援が必要」「電話のみで他機関紹介で終了し、ケースワーカーが関わらなくてもよい」と判断ができるか）

仮にトリアージを行う場合、トリアージを担当する職員の専門性を確保できるか、十分に見極める必要がある。

## （３）検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

調整中

児童相談所と子ども家庭支援センターの組織上の関係がどのようになっているか（検討項目２の議論）によって、上記考え方の良し悪しが変わるとの意見あり。

検討項目２と併せて引き続き検討する。

### 【参考】

引き続き部会において検討することとしているが、部会の議論の方向としては、次のとおりとなっている。

ア、世田谷版ネウボラや地域包括ケアに体现されるように、区はひとつひとつの相談を大切にすくい上げ、相談者との面接を行い、その中から相談者が気付いていないニーズを含めて、丁寧に対応していくことを基本とする。

イ、電話による通告のみでは、正確な内容を判断することは困難であること、また、訪問して保護者から話を聴くことにより、支援のきっかけになることもあり得る。なお、厚生労働省通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について（雇児総発 0930 号第 2 号）においても、子どもの安全確認は所定時間内に子どもを直接目視することにより行うことを基本とすることが定められていることから、通告に対する全件確認は必要である。

ウ、通告者自身が虐待の軽重を判断するべきではないこと、また、通告者の「虐待でなかったらどうしよう」と躊躇する気持ちを和らげるためにも、専門性のある児童相談所・身近な相談窓口である子ども家庭支援センターのいずれも通告窓口とするべきである。

エ、通告を受けた児童相談所または子ども家庭支援センターがそれぞれ初動対応のうえ、その後のケース引継ぎにあたっては、児童相談所・子ども家庭支援センターが連携し、明確なルールのもとに定めた役割分担に従い、対応することを基本とするべきである。そのためには、児童相談所と子ども家庭支援センターの情報共有がされている必要がある。

オ、子ども家庭支援センターが通告を受け調査した結果、児童相談所で対応したほうが適切と判断した場合は引き継ぎ、児童相談所が受理する（逆も同様）。

カ、事案によっては、子ども家庭支援センターと児童相談所と一緒に安全確認に動くなど柔軟な対応を取る。

付帯意見

- ・窓口を一本化し、まずは児童相談所が全件の通告・相談を受け、事案により振り分ける方が虐待の取りこぼしがないと考えられる。こうした方法も含め、常に適切な通告受理体制のあり方を考える必要がある。実際の運用を検証し、必要に応じて通告の受理体制の見直しを柔軟に行なう必要がある。
- ・ある程度のアセスメントのできる関係機関に対しては、児相による介入が必要かどうかにより通告先を分けるよう周知することも考えられる。

#### **4 夜間・休日の相談に対応できる体制について**

##### **(1) 現状**

現在、子ども家庭支援センターは夜間・休日の虐待通告は受け付けておらず、東京都の児童相談センターや警察に連絡するように案内をしている。一般的な子育て相談は、月～金 17-22、土日祝 9-22 の時間、子育てテレフォンを開設し対応している。

児童相談所は土日祝日 9:00～17:00 に「通年開所」を開設して虐待通告に対応している。全夜間は児童相談センターに非常勤の夜間連絡調整員を配置し、緊急度が高い虐待通告に関して必要な対応を行っている。一般的な子育て相談は月～金 9-21、土日祝 9-17 の時間、4 1 5 2 電話相談を開設し対応している。

##### **(2) 検討にあたっての課題**

区児童相談所設置に伴い、夜間・休日体制を検討する必要がある。

夜間・休日に里親の相談に乗れる体制を検討する必要がある。

1 8 9 は虐待通告だけの窓口ではないため、子育て相談のような電話も入ってくることも含めて検討する必要がある。

##### **(3) 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）**

夜間の電話連絡による虐待通告（1 8 9 を含む）を受けられる体制を構築する。

現在、土日祝日の 8:45～17:30 は児童福祉司が通年開所を行っているが、区への移管に伴い対応が低下しないような方策を取る必要がある。

里親の相談については、里親支援全体の中で検討する必要がある。

付帯意見

- ・一時保護所は 2 4 時間体制であるため、夜間・休日の電話を受けることは考えられる。
- ・委託も 1 つの方法として考えられるが、受ける側の専門性が問われる。

#### **5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について（在宅支援策の充実）**

##### **(1) 現状**

現在、虐待発生予防・早期発見・対応のために子ども家庭支援センターが提供できる在宅支援施

策として、ショートステイ、ペアレントトレーニング、学生ボランティア、養育支援ヘルパー、緊急保育等があるが、サービス量が充分とはいえない。子ども家庭支援センターは生活支援課と健康づくり課で構成されているため、母子保健事業やネウボラとの連携がとりやすい。また、子ども家庭支援センターは要保護児童支援地域協議会の調整機関として、地域に密着した支援ネットワークを形成している。

## (2) 検討にあたっての課題

虐待発生予防・早期発見・対応のために充実させるべき施策と、サービス量について検討する必要がある。

施策を効果的に展開させていくための体制について本庁機能を含めて検討する必要がある。

要保護児童支援地域協議会に参加していない機関との連携など、地域のネットワークを充実させる方策を検討する必要がある。

## (3) 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

子ども家庭支援センターが子ども家庭支援と虐待発生予防、早期発見と対応に十分に機能を発揮するには、社会資源の整備が不可欠であり、在宅支援策を今以上に拡充していく必要がある。例として、ショートステイの増枠、利用可能年齢の引き上げ（18歳）、ショートステイを引き受ける里親、親子宿泊施設の新設（国の動向を注視する必要）、地域の子育てグループや居場所支援団体との連携、里親のリクルートから支援まで行う機関の設置 等が考えられる。

### 6 早期発見のための学校・教育委員会、医療機関との連携について

調整中

今後の部会で検討する項目。

### 7 一時保護委託先の確保について

調整中

今後の部会で検討する項目。

### 8 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方について

調整中

今後の部会で検討する項目。

## 第2 社会的養護のあり方検討部会 所掌事項

### 1 「社会的養護のあり方」についての区の基本的な考え方

#### (1) 現状

現在、社会的養護に関する業務は、主に児童相談所が担っており、区は養育家庭の普及啓発の一部や児童養護施設等退所者へのアフターフォローなどの業務を行っている。

#### (2) 検討にあたっての課題

どのような場合であっても、子どもには家庭を与えられるべきであるとの認識に立つ必要がある。里親支援についても、一般の子育て支援と同じく支援が必要であり、その支援の主体が子ども家庭支援センターであることを考えると、子ども家庭支援センターが包括的に里親支援を担うべきではないか。

世田谷区の特色であるネウボラなどの地域に根差した取組みを活かし、さらに地域の力の向上を図る中で、里親を増やしていくことができるのではないか。

里親の登録・マッチング・支援といった仕組みの整備だけではなく、パーマネンシーの視点も含め、児童の成長を軸に、自立までの支援体制を考えるべきである。

#### (3) 検討委員会による検討結果（区が目指すべき基本的な考え方の提言）

##### 【児童福祉法改正に伴う国の方針に基づくもの】

子どもが家庭において健やかに養育されるように、虐待の発生予防施策の展開や養育困難家庭への支援などの、保護者支援に重点的に取り組む。

母子生活支援施設などの区にある地域資源と連携し、親子の在宅生活を支える等の取り組みを検討する。

家庭における養育が適当でない場合は、養育家庭等及びファミリーホームなどへの委託や養子縁組を優先的に考え、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるように必要な措置に取り組む。

の措置が適当でない場合は、グループホームなど子どもが「できる限り良好な家庭環境」で養育されるように必要な措置に取り組む。

##### 【区立児童相談所設置に伴うもの】

養育家庭等への措置、解除等の行政行為は児童相談所が担い、養育家庭制度の普及啓発・支援・相談への対応は、児童相談所と、子ども家庭支援センターをはじめ区の関係所管が協力して行う体制をとる。地域資源を活用すると共に、区の支援サービスの充実を図りバックアップしていく。

児童相談所、子ども家庭支援センターと児童養護施設の里親支援専門相談員が連携を強化し、養育家庭等や養子縁組家庭への支援、相談を担う。

児童養護施設との連携を今以上に強化する。子どもの家庭復帰や自立への支援を、施設・児相・子家センの三者がそれぞれの立場で責任を持ち、取り組んでいく。

## 今後検討すべき課題

- ・乳児院・児童養護施設、自立援助ホームの定員枠、入所調整、措置費負担等については、都との協議や、特別区間の区協議の中で引き続き検討する。
- ・8月2日に国の新しいビジョンが出されたが、掲げられた数値目標を達成することに重きを置くのではなく、どんな体制を取ることが望ましいかを検討すべきである。検討項目を追加し、別途検討する。

## 2 里親の拡充、支援について

### (1) 現状

都における社会的養護が必要な児童に占める養育家庭等(養育家庭・専門養育家庭・親族里親・養子縁組里親)及びファミリーホームへの委託率は12.1%(27年度末)。

グループホーム、ファミリーホームの設置は年々着実に進んでいる(都内:グループホーム138施設、ファミリーホーム18施設。27年度)。

里親登録家庭のうち約半数が未委託。

#### 都の取り組み

社会的養護施策の充実・強化を目的に「東京都社会的養護施策推進計画」を策定(27年4月)。

児童福祉審議会において家庭的養護の推進についての提言取りまとめ(28年11月)。

養育家庭体験発表会等により広報・普及啓発を実施。

全児童相談所で民間団体を活用した里親支援機関事業を実施(20年度~)。

里親委託等推進員による家庭訪問・カウンセリング、家事育児援助者や学習ボランティアの派遣等

児童養護施設・乳児院における里親支援専門相談員の配置に対する支援。

#### 区の取り組み

里親と学生の座談会による、学生への啓発(世田谷児相と共催)

養育家庭体験発表会の開催(世田谷児相と共催)

駅頭等での啓発チラシ等の配付(養育家庭体験発表会の周知も兼ねる。世田谷児相と合同実施)

### (2) 検討にあたっての課題

養育家庭制度に対する認知度が低く、里親の必要数の確保が不十分(区内の里親登録数:31)。

里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。

発達障害など児童が抱える問題が複雑化しており、里親委託が困難なケースが増えている。

現在の法制度では、養育家庭は育児休業を取得できない。

### (3) 基本的な考え方

#### 養育家庭等の登録拡大に向けた取り組みの強化

< 区の資源を活用した啓発による登録拡大 >

- ・里親支援機関や施設、里親の会など様々な民間団体との連携・協力
- ・ファミリーサポート事業援助会員や民生・児童委員など、区と密接に関わりのある子育て支援事業の担い手への広報・啓発・開拓

### 委託の促進に向けた体制の強化

- ・未委託の養育家庭への、個別相談や研修の実施等などの、きめ細かい支援による委託促進
- ・実親の不安を解消するため、養育家庭の委託後も児童相談所と子ども家庭支援センターが施設の里親支援専門員の協力を得ながら交流を支援していく
- ・里親と里子のマッチングをしっかりとやり、交流後の不調を減らしていく。

### 養育家庭等への支援の充実

- ・養育家庭等が地域で孤立することなく児童を養育できるよう、実態把握に努め、支援する関係機関の役割を整理し、チームによる養育体制を整備する。
- ・養育家庭等の地域ネットワークへの参加を促進するなど、養育家庭等は社会的養護を担う地域機関の一員として地域の子育て支援との連携を図る
- ・子ども家庭支援センターを通して、母子保健事業との結びつきを図る
- ・夜間・休日における養育家庭等からの相談体制について、検討していく。

### 養育家庭等の養育力の向上

- ・養育家庭等への研修は、引き続き東京都全体で実施できるよう、都に要望する。

### 児童相談所・子ども家庭支援センターの支援体制の強化

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、それぞれが担う養育家庭等への支援を強化するため、必要とされる専門性の向上や、体制強化に取り組む。

### 《付帯意見》

- ・ファミリーホームについて、東京都は現在、里親からの移行か法人型のみ認めている。また、里親からの移行も条件が国の規定よりも厳しい。里親や施設職員でファミリーホームをやりたい人がやりやすいように条件を見直したり、サポート体制を整える必要がある。
- ・養育家庭を孤立させず、里親だけが里子の問題を抱えないようにすべき。
- ・小・中学校に対して、里親についての理解を深めるよう促す必要がある。
- ・広報に里親募集の記事を載せるなど里親について広く周知するべき。
- ・夜間・休日の里親からの相談は、24時間誰かしら職員がいる児童養護施設が対応できることもあるのではないか。

## 3 社会的養護の体制整備について（新規追加。今後検討）

- ・児童に応じた社会的養護の選択肢を取れるように、様々な体制を整備していく必要がある。
- ・「産前産後母子センター」のように、親子を引き離さずに支援する方法も必要ではないか。

## 4 児童福祉施設等の退所児童の支援体制について

### （1）現状

#### 都の取り組み

#### 退所児童等アフターケア事業（国制度）

児童福祉や就業支援に精通した人員を配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、情報交換の場を提供。（生活支援2、就業支援1）児童養護施設に、入所中の児童の就職・進学に向けた準備から退所後まで継続的な支援を専門

に行う「自立支援コーディネーター」を配置（28年度末47施設に配置）

自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を配置（28年度末6ホームに配置）。

### 区の取り組み

「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）」を28年度より開始。

#### ・住宅支援

高齢者向け借り上げ区営住宅の空室を活用。

対象：区内の2児童養護施設退所者、区内の里親への委託終了者

#### ・居場所支援・地域交流支援

児童養護施設等の退所者が月1回、2ヶ所で開催の食事会に参加し交流を深め、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちとの関係を築く。

#### ・給付型奨学金事業

大学等に進学・通学する資金の一部を給付。

対象：区内の児童養護施設・自立援助ホーム、退所者、里親への委託終了者（世田谷児相が措置した区民は区外の施設等も含む）

児童相談所から児童養護施設退所予定者の情報提供を受け、対象施設に案内をしているが、児相から提供される情報が少なく、対象者の把握がしづらい。また、退所後時間が経過している該当者への周知が困難である。

## （2）基本的な考え方

若者支援機関等、関係機関との連携強化

- ・区は、せたがや若者フェアスタート事業を継続していく一方、児童相談所設置にあたり、メルクマールせたがやなどの若者支援機関や、不登校・引きこもりに関わる教育委員会等の関係機関と連携し、情報のやり取りや効果的なつなぎなど、切れ目のない支援継続を目指す。  
児童養護施設等退所者への支援の強化
- ・児童養護施設等退所者への支援について、従来児童養護施設等が主に担ってきたが、児童相談所が児童養護施設等と連携し、自立に向けた退所後の生活を一緒に支援していく体制を構築する。

### 《付帯意見》

- ・「自立とは何なのか」、それぞれの子どもに合った自立の形を考えていかないといけない。
- ・施設退所者の7割が家庭復帰である。家庭復帰支援についても検討すべきでは。  
在宅支援については、「児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会」の検討項目でもある。
- ・里親から18歳で自立する場合、施設から自立する子どもに比べ、使える支援メニューが少ない（施設出身だと出るお金が里親出身だと出ない等）。
- ・施設退所者で、奨学金制度を知らずに勧められるがままに就職してしまった、制度を知っていたら進学していたかもしれないという子がいた。情報格差をなくさないといけない。